
日米同盟における「忠誠と反逆」

同盟の相剋と安全保障ディレンマ

土山 實男

Tsuchiyama Jitsuo

はじめに

戦後日本の安全を保証してきた日米安全保障体制における日本の相剋を、同盟の「忠誠と反逆」という視点からあらためて問い直すとともに、安倍晋三政権が推し進めている安全保障強化政策が生む可能性のあるアジアの安全保障ディレンマ問題についても考えてみたい。本来「忠誠と反逆」は国内秩序を解明するのに役立つ概念で、これまで国際政治で使われることはほとんどなかったが、日米安保体制が形成されて以来、実は日米間にも「忠誠」と「反逆」の問題がある。また、米ソ冷戦の終焉後、急速に台頭した中国の軍事・経済力が東アジアのパワーバランスを中国寄りに変え、中国の対外政策がより強引になった結果、日本には日米同盟を強化しようという動きと、日米同盟の強化は中国や韓国との外交・安全保障関係をかえって悪化させる——すなわち安全保障ディレンマを起こすのではないかという懸念とがある。

日本がヨーロッパ外の国家として近代ヨーロッパ国際システムに入って以来、日本にはまず1902年に締結され以後2回改訂された日英同盟と、1907年に締結された日露協商がある。第4次日露協商（1916年）には中国が日露以外の勢力下に陥るのを防ぐために相互軍事援助を約束した秘密条項があったから、その意味では第4次日露協商は事実上の同盟だったとも言える。さらに、第2次世界大戦中の1940年9月に締結された日独伊三国同盟と、米ソ冷戦が朝鮮半島で熱戦と化した翌年の1951年9月に締結され1960年に改訂されて今日に至っている日米安全保障条約体制があり、あわせて4つの同盟・協商がある。これらの同盟・協商は異なった時代と内外の環境のなかでつくられたので、それぞれが違う戦略目的と特色をもっている。ここでそれらの特質を詳しく論じる余裕はないが、大略すると、日英同盟と日露協商はともに欧州列強間の勢力均衡計算に基づいて国際秩序の運営を行なった19世紀ヨーロッパ外交の伝統を受け継いだところがある。それに反し、日独伊三国同盟には共同軍事行動をとる意識はなく、またどのように軍事援助するのもか詰められておらず、したがって同盟としてはほとんど機能しえないものだったから、外交史家のJ・M・メスキルはこの同盟を「空虚な同盟」と呼んでいる⁽¹⁾。

そして1951年締結の日米安全保障条約（旧条約）は、同盟というよりも基地条約としての性格が強く、日本で同条約体制を同盟と言うようになったのは1970年代後半になってからであり、いまだに米国の外交・安全保障実務家や研究者の一部には日米安保体制を同盟と呼ぶ

ことには抵抗がある。2012年12月、民主党から自由民主党が政権を取り戻して第2次安倍内閣が発足して以来、安倍政権は国家安全保障会議の設立、国家安全保障戦略の策定、防衛大綱の改正、そして集団的自衛権の行使に向けた閣議決定（2014年7月）など、安全保障強化策を次々と打ち出し、安全保障関連法案が今国会で成立する見込みとなった。しかし、政治的、外交的、そして法的制約のもとでできた日米安保体制であるとはいえ、戦前の日本の同盟外交に比べて戦後の日米同盟外交における同盟の役割やその運営の仕方には相当のギャップがある。

1 幕末維新における忠誠と反逆

幕末維新の日本で、それまで忠誠の対象だった徳川幕府という権威・権力への恭順、つまり本稿で言う「忠誠」が崩れていくとともに徳川幕府への謀反、すなわち「反逆」が起こった。この幕末から維新にかけての忠誠の転移を分析した丸山眞男が使ったキー概念が「忠誠と反逆」である⁽²⁾。ペリー来航から明治維新に至る十数年の間に徳川300年の秩序が崩壊し、忠誠と反逆をめぐる緊張と葛藤はわが国の歴史上未曾有のレベルに達した。その間、徳川への封建的忠誠意識が薄れ、自己を同一化^{アイデンティファイ}していたそれまでの帰属意識が失われて既存の秩序との間に疎外感ができ、大政奉還という忠誠の転換が起こった。

しかし、幕末維新の忠誠と反逆をめぐる混乱と苦悩は大きかったが、幕府体制への反逆がそのまま無秩序を生んだわけではない。徳川幕府体制という旧秩序の崩壊が明治の新秩序をつくったからである。明治維新には民族の独立と発展を目的とした民族革命の一面と、アヘン戦争からクリミア戦争、ペリー来航、そしてアロー戦争に至る日本を取り巻く国際環境の激変、すなわち日本に迫りつつある欧米列強の脅威への対応という一面があった。その過程で、忠誠心と疎外感のすさまじい激突を体験し、忠誠の転換を生き延びた者たちが明治日本の秩序と国際関係を築いたのである。

そこには新しい忠誠と反逆の問題もあったし、また、民族の独立と国家の安全がいつ奪われるかもしれないという危機につねに直面していたから、内にあってはいかにして（「五箇条の御誓文」に言う）「天地の公道」に基づいて「万機公論」に決すことのできる秩序をつくるかが、また外にあっては不平等条約改正問題を解決し、日本の独立と安全を保証する外交関係をいかにして築くかが課題となった。それゆえ彼らは、たとえばヘンリー・ホイートンの『万国公法』を「天地の公道」にあたるものとして捉えたり、ヨーロッパの政治外交を支えてきた^{ナショナル・インタレスト}国家理性や勢力均衡の考え方を取り込み、日本の行動規範や政策律に使おうとした。同時に、ヨーロッパ列強のもっていた軍事・経済力に注目しつつ「天下の大勢」を見極め、また列強の憲法や議会などの政治制度を懸命に取り入れた。それゆえ、彼らのなかには後の中江兆民、植木枝盛、馬場辰猪、あるいは陸羯南のように自由、平等、人権などの規範に立って「正道」に目を向けた者たちがいた一方、中国で「利益線」（勢力圏）をつくろうとした山県有朋や、『蹇蹇録』で日清戦争に勝ってより多くを求めようとする国民の「驕慢の気風」に警告を発した陸奥宗光のように、明治体制をつくりあげていった者のなかには「正道」ではなく「権道」、あるいは国際政治のリアリズムに目を向けた者も多かった⁽³⁾。

2 同盟における忠誠と反逆

これまで「忠誠と反逆」が国際政治の分析概念として使われたことは日本でも海外でもあまり例がない。しかし、この概念は国際政治、とくに同盟の運用を考えるうえできわめて有用である。ありうべき将来の紛争・戦争に備えて相互に軍事援助を約束するのが同盟だが、同盟には自国だけで防衛すべきかそれとも同盟国に自国の安全を依存すべきかどうかというディレンマと並んで、わが方が攻撃されたとき同盟相手国が約束どおりに軍事援助をしてくれるだろうかという不安と、同盟相手国が同盟約束を逆手にとってわが方がかわりたくない戦争に引っ張り込まないだろうかという不安、すなわち「捨てられる不安」と「巻き込まれる不安」、いわゆる「同盟のディレンマ」問題がある⁽⁴⁾。本稿に言う「忠誠」には同盟国に捨てられないための政策が含まれるし、「反逆」には同盟国の戦争に巻き込まれないようにすることなど同盟相手国の戦略や国家利益に背く選択が含まれよう。

冷戦終結直後の数年間、冷戦が米側の勝利に終わり米ソ冷戦体制そのものが終焉したのだから、冷戦体制の一翼を担ってきた北大西洋条約機構（NATO）や日米同盟などの冷戦同盟はいずれ解体するとの見方を多くのリアリストがとっていた。しかし、そうした見方への批判も少なくなかった。たとえば、当時、米ハーバード大学のジョン・M・オーリン戦略研究所でなされた日米同盟や米韓同盟の将来についての研究でも、その結論は冷戦が終わったからといってそれらの同盟が終わるとは予測していなかった⁽⁵⁾。これらの研究を含む多くの同盟研究は、同盟を平時の同盟ディレンマ問題として捉えていた。確かに将来戦争が起こることを予想して共同行動を事前に約束するのが同盟だとしても、実際には敵の攻勢を止めるのに失敗して同盟約束が同盟国を戦争に巻き込むことが起こりうる。そういうかたちで戦争に巻き込まれた同盟国には、①その戦争を共同して戦うか、②同盟国の戦争にはかかわらないようにするか、あるいは③同盟そのものを破棄し、逆に④同盟国の敵国と同盟を組む、などの選択がある。

そこで、同盟における忠誠と反逆の問題をわかりやすくするために、具体的な例を挙げて忠誠と反逆がどういう問題であるかを説明しよう。一つは同盟に忠誠を尽くす例で、もう一つは同盟に反逆する例である。前者の例として第1次世界大戦中のドイツ・オーストリア同盟へのオーストリアの忠誠がある。オーストリアは、1914年6月28日、セルビア人テロリストにフェルディナント大公夫妻が暗殺されるとすぐ同盟国ドイツから「白紙委任状」を取りつけ、セルビアに受諾不可能な最後通牒を突きつけて7月28日に同国に宣戦布告をし戦争に入った。しかし、8月4日にイギリスが対独宣戦布告に踏み切り、後には米国も介入してくることになり、短期の局地戦争を戦うつもりだったオーストリアやドイツの思惑がはずれて、戦争は長期の世界戦争にエスカレートした。

この戦争におけるオーストリアのドイツ・オーストリア同盟に対する忠誠と反逆について、F・イクレは反逆の恐怖感に時に奇妙な倒錯した忠誠を生み同盟国を裏切るより国益を裏切ることを選択することがあると言っている。そのような倒錯した同盟への忠誠の例としてオーストリア政府のドイツ・オーストリア同盟への忠誠を挙げ、オーストリア政府のドイツ・

オーストリア同盟への忠誠がハプスブルク王朝を滅亡に導いた原因だと分析している⁽⁶⁾。

オーストリア外相O・ツェルニンは、彼が起案したカール＝オーストリア皇帝のカイザー（ドイツ皇帝）宛書簡（1917年4月）のなかで、このままでは国内で革命が起こる危険があるのでドイツ・オーストリア両国は早く戦争を終わらせるべきだと書いていたし、その書簡を起案する前にウィーン駐在米大使から早期和平（単独講和）の提案を受けていた。カール皇帝と国民が和平を求めていることも、またドイツが始めた無差別潜水艦作戦が悲劇に終わることもわかっていたにもかかわらず、ツェルニン外相はオーストリアの国益を裏切ってドイツ・オーストリア同盟に忠実であり続けた⁽⁷⁾。その結果、ドイツが敗北したとき、オーストリア・ハンガリー帝国は崩壊するのである。

このケースとは逆に、同盟に「反逆」して、つまり同盟を裏切って、自国の安全と国民の生命を守ったのが1944年のフィンランドの例である。1917年のオーストリアと同じく1944年のフィンランドも同盟国ドイツが敗北することを予想していた。同盟国ドイツの敗北が時間の問題となったとき親独派のR・リュティが大統領の座を降り、軍総司令官のG・マンネルハイムが大統領に就任した。マンネルハイムはドイツ軍をフィンランドから追い出してドイツとの同盟に「反逆」しただけでなく、一転してドイツの敵であるソ連に同盟国を鞍替えし400万人の国民の命と国家の存続を守った⁽⁸⁾。こうしたフィンランドのケースを百瀬宏は小国外交のリアリズムと捉えている⁽⁹⁾。

3 戦前の日本の同盟における忠誠と反逆

同盟におけるこのような忠誠と反逆が戦前に日本が組んだ同盟のなかでは起こらなかっただろうか。おそらく同盟への忠誠と反逆の例として誰もが最初に思い浮かべるのが日独伊三国同盟であろう。この同盟は一見欧州の勢力均衡を計算に入れて構想されたもののようにみえるが、この同盟には共同軍事行動をとる意思も、また共同行動をとるために必要な軍事メカニズムも、そして相互の忠誠心もなかった。この同盟は外相松岡洋右の性格と戦略を反映した英米に虚勢を張った外交だった。

第1次世界大戦中に起こったロシア革命はその前年に締結した第4次日露協定に突然幕を降ろし、同大戦後、イギリスの日本への「反逆」とも言える日英同盟の破棄決定によって、日本は20世紀初めの四半世紀に築いた外交の基盤と外交アイデンティティーとを失い、次第に国際的に孤立していった⁽¹⁰⁾。1920年代から30年代にかけての海軍軍縮交渉においても、また満州事変から日中戦争に戦争が拡大した結果によっても、日本の安全保障が高まったというよりむしろ安全保障は弱まり、自らを国際的孤立に追い込んだ感が強い。その孤立から抜け出すために日本陸軍が選んだのがドイツとの同盟だった。しかし、ドイツとの同盟には、たとえば、同盟締結（1940年9月27日）前日の枢密院で「ナチス・ドイツ国がながきにわたりて帝国に忠誠なる友であると考えすることはできない」と不信を表明した石井菊次郎のように、外務省や海軍には抵抗があった。

そもそもドイツは、日本が日独防共協定（1936年）を強化しようとしていた矢先、日独提携の動きに「反逆」して日独が共通の脅威とみていたはずのソ連と独ソ不可侵条約を突如締

結して（1939年8月）平沼騏一郎内閣を「複雑怪奇」総辞職に追いやった。その後、阿部信行と米内光政の2つの短期内閣が続き、1940年7月に第2次近衛文麿内閣が成立し、外相に松岡洋右が就くと、松岡は日独伊ソ4カ国構想を実現しようとしたとも言われるが、実情はすでに陸軍が準備していた三国同盟、ソ連牽制、そして資源獲得のための南進（南部フランス領インドシナ進駐）の路線に松岡が同調したというものだったであろう⁽⁴⁾。このように、日独防共協定の締結から独ソ戦争の勃発（1941年6月）まで、日本は左右に大きく戦略が揺れるドイツに振り回され、2度裏切られたにもかかわらず、結局そのドイツの戦略に追随し、自らを破局に追い込んだ。

この三国同盟を日本が破棄し日本のナショナル・インタレストに忠誠を尽くす外交に戻すチャンスがもしあったとしたら、おそらくそれは独ソ戦争の勃発直後だったに違いない。言うまでもなく独ソ戦争は「南進」を含む陸軍の戦略と松岡の4カ国構想を根底から覆すものだったからである。ドイツの対ソ開戦の動きが陸軍出身の駐独大使大島浩から届いたとき（6月5日）、陸軍の塚田攻参謀次長は6月7日の大本営政府連絡懇談会でドイツの背信に怒りを表わした。しかし、独ソ戦争が近いとの知らせを受けても松岡は依然として三国同盟に忠誠を示し、2ヶ月前に松岡本人がモスクワで締結した日ソ中立条約の破棄を唱え、独ソ戦争勃発後は一転して「北進」（ソ連攻撃）を主張し、政府内での支持を失った。天皇も松岡に不信の念をもった。こうして松岡は第3次近衛内閣では外相の座を失うことになるが、それに先立つ6月25日の連絡懇談会で「南進」が決まった。不幸にも、松岡の予想どおり、南進は米国の対日資産凍結と対日石油禁輸を引き出し、日米両国を戦争へと向かわせるポイント・オブ・ノーリターンとなった。

もちろん三国同盟だけが日米戦争の原因ではない。米国は日本が三国同盟から離脱しないことを日本との戦争に入るための口実に使ったところさえある。しかし、先のオーストリアやフィンランドの場合でも、また日独伊三国同盟の場合でも、同盟における忠誠と反逆の意思決定を誤ると国家存亡の危機に陥ることがあるということだ。だから、平時に同盟政策を論議するときでも、同盟のもっているこのリスクを認識することと、同盟政策が失敗したときにはそのリスクを負う覚悟が必要である。

4 日米同盟における忠誠と反逆

2015年4月29日に米上下両院合同会議で安倍首相の行なった安保関連法案を夏までに日本の国会で成立させるという演説が、日本はまるで米国の属国ではないかという批判を引き起こした。この批判には日本人がもっている米国に対する屈折した心理が表われている。岸信介の「イコール・パートナーシップ」、中曽根康弘の「戦後政治の総決算」、鳩山由紀夫の「対等の日米関係」、そして安倍晋三の「戦後レジームからの脱却」といった政治のキャッチフレーズのなかにも、同じように戦後日本が抱えてきた米国への恨み、本稿で言う米国への「忠誠」に対する反発、つまり「反逆」したい心理が隠されている。「自主防衛」や「東アジア共同体」にもそういう心理が根底にある。とりわけ日米同盟の運営をめぐる米国への忠誠と反逆の相剋がある。

戦前の日英、日独伊三国同盟に比べると、日本が国家利益と国家戦略の計算に基づいて米国と同盟関係に入ったと考える為政者は少ないであろう。1950年6月、朝鮮戦争が勃発して同戦争への介入を急いで決めなければならなかった米国とまだ占領下にあった日本が、この戦争勃発を機に講和条約と日米安保条約を締結した（1951年9月8日）。しかし、この安保条約締結が象徴するのは、日本が、永井陽之助が書いたように「選択によってではなく、運命によって、米ソ対立の二極構造のなかに、編みこまれた」ということである⁽¹²⁾。したがって、戦後日本の為政者も、また国民も、米国の大戦略に従って日本は否応なしに日米安保体制に入れられ「忠誠」を強いられていると思っている節があり、そういう気持ちが社会の根底にあるから、上述の岸、中曽根、そして安倍らの言い方が国民の琴線に訴えるのだ。

日米安保条約が締結されたとき、これが同盟だと思った者は日米いずれの側にも少なかった。当時、外務省条約局長の任にあった西村熊雄が後に言ったように、旧条約の基本的な性格は米国の基地（租借）条約だった。講和後の日本に米軍を駐留させる考え方は1947年7月の、当時外相だった芦田均の「芦田メモ」や朝鮮戦争勃発の1ヵ月半ほど前に首相吉田茂がワシントンに伝えたメッセージにもあったが、本条約の米国の目的は第1条にははっきりと表われている。そこには、米国は陸、海、空軍を日本に配備する権利を日本から得て、米軍を極東における平和と安全を維持するためと、日本で起きる内乱および騒じょうを鎮圧するために使用することができると書かれており、日本防衛については書かれていない。共同防衛に関する規定は、翌1952年1月にD・ラスク国務次官補が来日して翌月東京で締結された日米行政協定第24条に、急迫した脅威が生じた場合には必要な共同措置をとり、日米安保条約第1条の目的を遂行するため直ちに協議しなければならない、と「やや漠然」（吉田茂）としたかたちで入っている。米国のホンネ、すなわち安保条約に米国が期待したのは、条約締結時に交わされた「吉田・アチソン交換公文」に明らかである。そこには、将来、国際連合加盟国の軍隊が極東において国連の行動に従事するときには、現に日本が施設と役務を国連加盟国の軍隊が国連の活動に参加しているものの用に供しているのと同じように、日本がそれらの軍隊を日本国内とその付近で支持することを許し且つその活動を容易にすることを確認する、とある。

1960年に改定された日米安保条約の第5条で、日本に対する武力攻撃があったときに「共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と、米国は初めて日本の防衛にコミットした。もっとも、第5条に言う「日本の施政権下にあるいずれか一方に対する攻撃」というのは、日本の領土か日本にある米軍基地に対する攻撃の意味だし、日本は集団的自衛権ではなく個別的自衛権で対処するというものだったから、共通の危険に対処するとはいっても、限定的なものである。また、1960年の安保条約改定では、第6条の実施に関する（岸首相・ハーター国務長官）交換公文に事前協議が入った。そこには米軍の日本への配備（deployment）における重要な変更、装備（equipment）における重要な変更、および戦闘作戦行動（military combat operations）のための基地使用は事前協議の主題とする、と書かれている。配備の変更は、陸軍で言えば一個師団に相当する軍隊の日本への配備、装備の変更は日本への核兵器の配備を意味していた。

共通の危険に対処することを規定した第5条と、第6条の実施に関する交換公文に言う事前協議は、占領期とは違う日米関係——岸信介首相の唱えた「イコール・パートナーシップ」を実現するために必要な新安保条約の目玉だった。岸は在日米軍基地が米国の戦略的利益のためでなく日本防衛のためにあり、米国の在日米軍基地の使用に対し事前協議という制約をかけることで、日本が米国の基地使用に対して「ノー」すなわち拒否権をもてるかたち——少なくとも条約上、やや誇張して言うとも米国に「反逆」できるかたち——をとろうとしたのである。この時点では、沖縄返還を米国に要求することは米戦略利益と衝突すると考えられたから、返還要求を岸政権は米側に伝えなかった。日本の米国への沖縄返還要求の正式の意思表示は1965年1月の佐藤・ジョンソン首脳会談を待たなければならない。

岸政権に話を戻すと、事前協議の実際の運用については、しかし、日本側が期待したとおりに進まなかった。とくに問題となったのは、核兵器の扱いと在日米軍基地から朝鮮有事のためにとられる戦闘作戦行動に対する事前協議である。交渉の結果、日本の港への核兵器を搭載した米艦船の入港 (transit) は核の持ち込み (introduction) にはあらず、事前協議の対象にはならないことなどを決めた「討議の記録」が日米政府間でつくられた。また、朝鮮有事の際に在日米軍が朝鮮半島へ戦闘作戦行動に出る場合には、朝鮮戦争が勃発したとき日本にいた米軍がやや特殊な例ではあるが「国連軍」として朝鮮半島に出撃したように、「休戦中」の朝鮮戦争が再び戦争になった場合には、在日米軍が「国連軍」として出る可能性があるから、したがって、在日米軍が朝鮮有事に出るときは事前協議の対象にしないという「朝鮮議事録」が日米の外交当局者の間でつくられた。しかし、これらの「討論の記録」や「朝鮮議事録」の内容はもとよりその存在すら公表されなかった、つまり密約となった。にもかかわらず、実際の事前協議制度の運用はこれらの文書によってなされたから、オモテ (国会) で言う事前協議とウラ (日米政府間) で言う事前協議の間には黒を白と言うような違いがあるのである。また、先に述べた1951年の「吉田・アチソン交換公文」に条約改定以後も引き続き効力をもたせるために、「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文 (岸首相・ハーター国務長官)」(1960年) が交わされている。このように、岸政権は、事前協議を米国に対する「反逆」のように日本国民には説明しながら、実際には米国政府に「忠誠」を尽くしたのである⁽¹³⁾。

これとほぼ同様の対応が1969年の沖縄返還交渉に際してもとられた。返還前の沖縄の米軍基地には中国を叩くことができる中距離核弾道ミサイル「メースB」や核爆弾など約1300発の核兵器が配備されていた。とくに戦術核をめぐる戦略上の問題はNATOでも深刻だったが⁽¹⁴⁾、NATOほどではなかったにせよ、沖縄にあった戦術核は、たとえ実戦兵器として「使われる」可能性は大きくなかったとしても、朝鮮有事などの危機に対しては、実際に核が発射や投下されなくても、たとえばそうする態勢をとることによって、相手側を瀬戸際に追い込むための政治的シグナルを送る目的で「使われる」可能性があった⁽¹⁵⁾。しかし、沖縄が核抜き本土並みで日本に返還されることになると、本土同様、返還後の沖縄にも事前協議制度が適用される。つまり、返還後の沖縄に戦術核が再び持ち込まれる際にも事前協議にかけられることになるのである。この問題について日本外務省は、1969年11月の佐藤・ニクソン日米首脳会

談の共同声明に次の文言を入れることで米側の要求をかわすことができると考えた。共同声明の第8項は、総理大臣が核兵器に対する日本国民の特殊な感情とこれを背景とする日本政府の政策を説明したのに対し大統領が理解を示し、「日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく (without prejudice to the position of the United States Government with respect to the prior consultation system under the Treaty of Mutual Cooperation and Security)」沖縄返還を日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した、と述べている。ここに言う「米国政府の立場を害することなく」という文言によって条約局を中心とする日本外務省は緊急事態における沖縄への核兵器の再持ち込み問題に対応できると判断した。

しかし、ニクソン政権は1969年5月28日の国家安全保障会議 (NSC) で、「緊急時の (核兵器の) 貯蔵権と通過権を保持しつつ、交渉の最終段階において核兵器を撤去する用意がある」と記した国家安全保障会議決定メモランダム第13 (NSDM13) によって、核持ち込みと通過の権利が確保されることを条件に沖縄からの核撤去を決定していた。つまり、米政府にとって返還後の沖縄への核再持ち込みについて事前協議で日本に「ノー」と言われたい保証を日本から取り付けることを条件として核抜き本土並み返還を行なうことを決定した。それ以前に核抜き返還後の事前協議に関するこの問題の存在に気付いていたものは少なくない。たとえば、駐日米大使だったU・A・ジョンソンは1967年11月の日米首脳会談の前に、将来、危機が生じたときに沖縄に核をおく権利を保持しておくことに価値があると考えたと述べている⁽¹⁶⁾、また沖縄返還のさまざまな問題について核戦略をはじめとする日米の国際政治専門家が論じた1969年1月の京都会議でも、沖縄への緊急時の核再持ち込みの権利保持が議論の焦点のひとつだった。

ニクソン政権のNSCには国務省の日本部長をつとめたR・スナイダー、ジョンソン政権で国防次官補代理として沖縄問題に関与し、上述のNSDM13起草の中心にいた核戦略家のM・ハルペリンがおり、国務省には国務次官としてU・A・ジョンソンがいた。とくにハルペリンとスナイダー (1969年7月に来日し駐日公使となる) は、沖縄返還後に沖縄への核再持ち込みが事前協議にかけられても日本が「ノー」と言わない秘密合意をつくることできないか、外務省に提案したり交渉したりしたが、結局、合意が得られなかった。その結果、国家安全保障問題担当大統領補佐官としてNSCを統括していたH・キッシンジャーと、彼のもとに佐藤が7月半ばに密使として送った若泉敬との間にバック・チャネルが開かれることになり、このルートから沖縄に核兵器を持ち込む必要が生じた場合の事前協議に関する秘密の了解案が7月25日に佐藤にもたらされ、最終的にこのバック・チャネルを通して11月の佐藤・ニクソン首脳会談での「秘密合意議事録」がつくられた。その秘密合意議事録には、総理大臣は、大統領が述べた「極めて重大な緊急事態が生じた際における米国政府の必要を理解して、かかる事前協議が行なわれた場合には、遅滞なくそれらの必要をみたすであろう」⁽¹⁷⁾と書かれている。さらに、首脳会談の直後に佐藤首相がワシントンのナショナル・プレス・クラブで行なった演説でも「事前協議に対し前向きにかつすみやかに態度を決定する方針であります」と述べられていた。日本政府は密約の存在を否定したが、実際にはこのようなかたちで米側の要求に応じることによって米国への忠誠を示したのである。

この秘密合意議事録が沖縄返還に必要だったのかどうかについては立場によって見方が異なる。たとえば、その当時、条約局にいた栗山尚一は秘密合意議事録について「あんなものはまったく何の意味もないということです」と言っている⁽¹⁸⁾。しかし、ニクソンのNSCが緊急時の沖縄への核の貯蔵と通過の権利を核抜き返還の条件とするという決定をしていた以上、共同声明第8項がその条件を満たしたかどうかには疑問が残る。渡邊昭夫は、戦争で失った領土を外交で取り戻すために他に策はなかった、密使以って瞑すべし、と書いている⁽¹⁹⁾。

沖縄の核抜き返還を決めた1969年の日米首脳会談の翌1970年、日本は核拡散防止条約(NPT)に調印した。1964年に中国が核実験に成功して以来、沖縄の核問題と並行して、日本は核武装するのかどうかを問われていた。中国核実験の2年後、若泉敬は「日米安保体制の堅持と、米国の核抑止力依存、日本の非核武装の方針」を「再確認し、より強化して進めばよい」わけで、非核政策が「国家政策として安全かつ現実的な行き方である」と書き、あえて核をもたない日本外交を提唱していた⁽²⁰⁾。中国の核保有は中ソが対立した原因のひとつだが、日本の核保有は米国の「核の傘」の信憑性と日米関係の信頼を損ない、米側には日米同盟に反逆する行為の最たるものと映って日本の安全保障を弱めるだけでなく、第2次世界大戦後の国際秩序を大きく揺るがすものとなったであろう。冷戦が終わっても米国が日米同盟を続ける理由のひとつは日本に引き続き核をもたせないことにある⁽²¹⁾。

5 日米同盟強化と安全保障ディレンマ

以上、事前協議など日米同盟の争点を「忠誠と反逆」という視点から検討してきたが、はじめの二十数年間に米側が交換公文や密約を通して日本側に求めてきたものは、ほとんどが実は極東の平和と安全、とくに朝鮮有事にかかわるものだとわかる。1969年首脳会談の秘密合意議事録に言う「極めて重大な緊急事態」についても、密使を務めた若泉は米国の「核の傘」のもとにいる日本の生存と安全のためにはこの秘密合意が必要だったと書いているが⁽²²⁾、この議事録が言う「緊急事態」は対日危機であるよりも実際には朝鮮有事を想定した危機事態を意味していたであろう。だから、韓国政府が核抜き本土並みの沖縄返還に最も神経を尖らせたのである⁽²³⁾。

こうしてみると、極論すると、日米同盟の米側のホンネは1951年と1960年の交換公文と1960年と1969年の密約にあると言えるのではないか。それもあって、一般の日本国民は日米同盟に「忠誠」を尽くすことに苦痛を感じているかもしれない。なぜなら、まず日本には日米同盟のほかに同盟の代替案がない——そういう意味で日本に戦略的な弱みがある——から、米国に対して反逆し難いところがある。しかし、第2に、日米同盟において日本が負うリスクの大きな部分が、米国のグローバルな戦略利益と朝鮮有事を念頭においた東アジアの平和と安全のためのものであると国民は受けとめている。「日米防衛協力のためのガイドライン」(1997年)の周辺事態に言う後方支援やいま論じられている集団的自衛権の行使にもそういう負担やリスクを感じている。第3に、それにもかかわらず、日米同盟強化(とくに朝鮮有事を想定した戦争シナリオ)に対し、たとえば韓国国民の多くが日米同盟強化は日本のパワー拡大のためだと批判すること、つまり朝鮮有事に日本が対処するためでもある日米同盟強化

が、日本と韓国の間で安全保障ディレンマを生むアイロニーがあることに救われない気持ちをもっている。第4に、このアイロニーは日中間にもある。たとえば仮に中国・台湾間で危機が起きた場合、ミサイル防衛システムやイージス艦を日米同盟政策として日本がどう動かすかによって、日中間に安全保障ディレンマが生まれるリスクがある⁽²⁴⁾。同じように、日本の集団的自衛権の行使についても安全保障ディレンマが起こりうる。確かにどの国も集団的自衛権を行使できるが、これまで憲法上の理由で行使しないとやってきた日本が行使するには、日本の集団的自衛権の行使によって中韓が間違った推測をしないための再保証 (reassurance) 措置——日本の^{フルーデンス} 慎重が必要なのである。

日英同盟終結後の日本が経験したような国際的孤立を避けるためにも、リアリズムを喪失した日本が日独伊三国同盟によって破局を迎えたような同盟運営の失敗を避けるためにも、東アジア全体の利益を考慮し、日米同盟の「忠誠」と「反逆」のあいだで日本がどう行動していくかが21世紀の日本外交の課題である。

- (1) Johanna Menzel Meskill, *Hitler & Japan: The Hollow Alliance*, New York: Atherton Press, 1966.
- (2) 丸山眞男『忠誠と反逆——転形期日本の精神的位相』、ちくま学芸文庫、1998年。
- (3) 丸山眞男「近代日本思想史における国家理性の問題」、丸山、前掲書、239-277ページ。岡義武「国民的独立と国家理性」『近代日本思想史講座8——世界のなかの日本』、筑摩書房、1961年、9-79ページ。
- (4) 同盟のディレンマについては、土山實男『安全保障の国際政治学——焦りと傲り』(第2版)、有斐閣、2014年、第9章。
- (5) 冷戦終結直後にジョン・M・オーリン戦略研究所でなされた日米・米韓同盟研究には次のものがある。日米については、Jitsuo Tsuchiyama, “The End of the Alliance?: The Dilemmas in the U.S.-Japan Relations,” in Peter Gourevitch et al., *United States-Japan Relations and International Institutions After the Cold War*, San Diego: Graduate School of International Relations and Pacific Studies, University of California, 1995, pp. 3-35 (邦訳=土山實男「同盟の終焉?——日米関係のゆくえ」、猪口孝ほか編『冷戦後の日米関係——国際制度の政治経済学』、NTT出版、1997年、29-69ページ)。土山實男「日米同盟の国際政治理論——リアリズム、リベラル制度論、コンストラクティヴィズム」『国際政治』第115号(1997年5月)、161-179ページ。米韓については、Victor D. Cha, *Alignment Despite Antagonism: The United States-Korea-Japan Security Triangle*, Stanford: Stanford University Press, 1999 (邦訳=船橋洋一監訳、倉田秀也訳『米日韓 反目を超えた提携』、有斐閣、2003年)。
- (6) Fred Charles Ikle, *Every War Must End*, New York: Columbia University Press, 1971, pp. 62 (邦訳=桃井真訳『紛争終結の理論』、日本国際問題研究所、1974年、88ページ)。
- (7) Ibid., pp. 62-63 (邦訳89-90ページ)。
- (8) Ibid., pp. 64-65 (邦訳92-95ページ)。
- (9) 百瀬宏『小国外交のリアリズム——戦後フィンランド1944-48年』、岩波書店、2011年。また、百瀬宏『小国——歴史にみる理念と現実』、岩波書店、1988年、参照。
- (10) ポール・クロードル(奈良道子訳)『孤独な帝国 日本の一九二〇年代』、草思社、1999年。また、川田稔『戦前日本の安全保障』、講談社現代新書、2013年、第2章を参照。
- (11) 服部聡「松岡外交と太平洋戦争」、川田稔・伊藤之雄編『二〇世紀日米関係と東アジア』、風媒社、2002年、第6章。義井博『日独伊三国同盟と日米関係——太平洋戦争前国際関係の研究』、南窓社、1977年。
- (12) 永井陽之助『平和の代償』、中央公論社、1967年、80ページ。

- (13) こうした事前協議のもつ問題については、信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』、弘文堂、2014年、が詳しい。また、豊田祐基子『日米安保と事前協議制度——「対等性」の維持装置』、吉川弘文館、2015年。
- (14) NATOに配備されていた戦術核兵器の実態と戦略については多くの研究がある。Catherine McArdle Kelleher, “NATO Nuclear Operations,” in Ashton B. Carter et al., *Managing Nuclear Operations*, Washington, D.C.: The Brookings Institution, 1987, pp. 445–469; Jeffrey Boutwell, *The German Nuclear Dilemma*, Ithaca: Cornell University Press 1990. この問題の東アジアについての研究は少ないが、韓国については、Peter Hayes, *Pacific Powderkeg: American Nuclear Dilemmas in Korea*, Lexington: D.C. Heath and Company, 1990. 戦術核と日本との関係については、新原昭治・浅見善吉『アメリカ核戦略と日本』、新日本出版社、1979年。
- (15) このような核兵器の「使い方」については、Paul Bracken, *Fire in the East: The Rise of Asian Military Power and the Second Nuclear Age*, New York: Harper Collins, 1999, pp. 95–124.
- (16) U・アレクシス・ジョンソン（増田弘訳）『ジョンソン米大使の日本回想——二・二六事件から沖縄返還・ニクソンショックまで』、草思社、1989年、168–169ページ。
- (17) 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』、文藝春秋社、1994年、418ページ。なお、若泉に対しキッシンジャーは、この合意議事録の原案をつくったのはアール・ホイーラー統合参謀本部議長だった、と言っている。沖縄返還交渉については、中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』、有斐閣、2012年。
- (18) 栗山尚一著、中島琢磨ほか編『外交証言録——沖縄返還・日中国交正常化・日米「密約」』、岩波書店、2010年、59ページ。
- (19) 渡邊昭夫「書評 中島琢磨著『沖縄返還と日米安保体制』」『書齋の窓』No. 624（2013年）、有斐閣、56–60ページ。
- (20) 若泉敬「中国の核武装と日本の安全保障」『中央公論』1966年2月号、46–79ページ、引用は76ページ。若泉敬「核軍縮平和外交の提唱」『中央公論』1967年3月号、68–101ページ。
- (21) モートン・ハルペリン氏インタビュー、2008年9月3日。
- (22) 若泉敬、前掲書、416ページ。
- (23) 日韓の安全保障関係と沖縄返還については、崔慶原『冷戦期日韓安全保障関係の形成』、慶應義塾大学出版会、2014年。
- (24) Thomas J. Christensen, “The Contemporary Security Dilemma: Detering a Taiwan Conflict,” *The Washington Quarterly*, Vol. 25, No. 4 (Autumn 2002), pp. 7–21.